

令和7年度
宇多津町保育業務支援システム導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月16日
宇多津町保健福祉課

令和 7 年度宇多津町保育業務支援システム導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 事業の名称

宇多津町保育業務支援システム導入事業

(2) 目的

本事業は、保育所への保育業務支援システムの導入により、利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築することによる保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別紙「令和 7 年度宇多津町保育業務支援システム導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（※運用開始は令和 8 年 1 月 1 日を想定）

(5) 見積限度額

2,734,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託期間内の利用料及び仕様書に定める調達機器の調達及び利用に係る費用を含めたものであり、契約金額は、見積限度額を基本とした上で、町との協議により契約締結時に決定するものとする。

2 選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。

3 参加資格

本プロポーザルには、次に掲げるすべての条件を満たす者が参加できるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 23 年要領第 2 号）に基づく指名停止要件に該当していない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- ④ 宇多津町税、法人税、消費税及び地方消費税等に滞納のない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 機能要件対応表（別表 1）のうち、必須機能のすべてに対応可能な者であること。

4 公募に関するスケジュール等

実施要領等配布	令和 7 年 6 月 16 日（月）～
質疑 提出期限	令和 7 年 7 月 2 日（水） 午後 5 時
質疑 最終回答	令和 7 年 7 月 4 日（金）
参加意思表明書提出期限	令和 7 年 7 月 9 日（水） 午後 5 時
資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 11 日（金）
提案書類等提出期間	令和 7 年 7 月 14 日（月）～ 7 月 30 日（水） 午後 5 時
提案審査	令和 7 年 8 月 19 日（火） 予定
提案審査結果通知	令和 7 年 8 月 下旬 予定

(1) 実施要領等の配布

- ① 配布方法
町ホームページ及び保健福祉課窓口
- ② 配布場所
〒769-0292
香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
宇多津町保健福祉課
- ③ 配布開始
令和 7 年 6 月 16 日（月）

(2) 参加に関する質疑

- ① 提出期限
令和 7 年 7 月 2 日（水） 午後 5 時 必着
- ② 提出方法
質問書（様式第 1 号）を電子メールにて提出すること。
なお、確認のため、質問書を送付した旨の電話連絡をすること。
- ③ 提出先
hoken@town.utazu.kagawa.jp（保育係 宛）
- ④ 回答方法
参加者全員に随時電子メールにて回答する。
なお、最終回答は令和 7 年 7 月 4 日（金）とする。

(3) 参加意思表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思表明書（様式第 2 号）（以下「参加意思表明書」という。）に必要書類を添えて郵送又は持参により提出すること。
なお、複数の法人等がグループを構成して参加する場合は、代表者を定め「参加意思表明書」に明記すること。

- ① 提出期限
令和 7 年 7 月 9 日（水） 午後 5 時 必着
- ② 提出書類
 - ア 参加意思表明書
 - イ 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの
 - ウ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の記載事項証明
地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の証明書等
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿等

エ 企業状況表（様式第 3 号） 及び 以下の証明書類

- i 参加意思表明者の本社所在地の市区町村が発行した納税証明書若しくは完納証明書（原本）
- ii 直近 3 事業年度の「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その 3 の 3）（原本）
 - ※ i、ii のいずれも過去 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。
- iii 機能要件対応表（別表 1）
 - ※ 各要件への対応状況を記入すること。なお、別システムへのログイン操作を伴う要件及び別システム上での操作が必要となる要件については、対応状況を「△」として記入し、備考欄に詳細を記入すること。

オ 事業者の概要

フォントは「MS 明朝」、本文サイズは「12」とし、A4 版 1 枚にまとめること。

※ 事業者の概要を示すパンフレットがあれば添付すること。

カ 決算状況を明らかにする書類

直近 1 事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書）（様式任意）

※ 上記のアからカまでを順に綴ったものを作成すること。

※ 複数の法人等がグループを構成して参加する場合は、すべての事業者について上記のアからカを作成・提出するとともに、グループ構成表（様式第 4 号）、グループを代表する法人等への委任状（様式任意）、協定書等グループを構成したことが分かる書類の写しを提出すること。

③ 提出部数

7 部（正本 1 部のみ押印、残り 6 部は複写可とする。）

④ 提出方法

郵送又は持参

提出書類を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号又は名称を記載し、「宇多津町保育業務支援システム導入事業プロポーザル参加意思表明書在中」と朱書きすること。ただし、提出期限までに提出先に届いたものに限り受け付ける。

⑤ 提出先

宇多津町保健福祉課（(1)②配布場所に同じ。）

(4) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第 5 号）を宇多津町保健福祉課に提出すること。

なお、(6)提案書類等の提出後に辞退する場合は、提案審査開催日の前日正午までに提出すること。

(5) 資格審査

(3)により提出された書類をもとに、参加資格に関する確認審査を行う。必要に応じて、個別に確認をする場合がある。

資格審査の結果は、参加意思表明書提出者に対し、7 月 11 日（金）に文書及び電子メールにて通知します。

(6) 提案書類等の提出

① 提出期間

令和7年7月14日(月)～令和7年7月30日(水) 午後5時 必着

② 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

- ※ A4 版とすること。(A3 版を指し込む場合は、A4 版サイズに折り込むこと。)
- ※ 60 ページ以内(表紙、中表紙及び目次は含まない)
- ※ プレゼンテーション時の画面の内容と同じ内容とすること。
- ※ 宇多津町保育業務支援システム導入事業プロポーザル審査基準表(別表2)(以下「審査基準表」という。)の内容に従い作成すること。
- ※ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

イ 見積書(様式第6号①)

ウ 内訳書(様式第6号②)

③ 提出部数

7 部(正本1部のみ押印、残り6部は複写可とする。)

④ 提出方法

郵送又は持参

ただし、提出期間内に提出先に届いたものだけに限り受け付ける。

⑤ 提出先

宇多津町保健福祉課((1)②配布場所に同じ。)

(7) 提案審査

宇多津町保育業務支援システム導入事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)による書類及び提案審査を行い、契約候補者1者及び次点候補者1者を選定する。審査項目ごとの点数の総合得点で競う「評価方式」により行い、各審査委員(持点1,000点)の総合得点の平均点数が600点以上の者の中から、総合得点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次点候補者とする。

なお、総合得点が同点の場合は、審査項目のうち、「提案評価」、「経済評価」、「事業者評価」の順に得点が高い者を上位とする。また、参加事業者が1者の場合でも、総合得点の平均点数が600点以上の場合は契約候補者として選定し、600点に満たない場合は契約候補者として選定しないものとする。

① 提案審査

ア 日時

令和7年8月19日(火) (予定)

※ 正式な日時は(6)の書類提出があった者に対し、電子メールで通知する。

イ 場所

宇多津町役場 3階 会議室

ウ 時間

1者あたり60分以内(準備、プレゼンテーション、質疑応答、片付け等)

※ 質疑応答時間を最低10分は確保すること。

エ 人数

4人まで

オ 内容

企画提案書の内容説明及びシステムのデモンストレーション(以下 i・ii は必須)を行うこと。

i システム概要(画面構成など)の説明

ii 以下の機能の説明

- ・ 登降園管理機能
- ・ 保護者との連絡機能(お知らせ配信、欠席遅刻連絡等)
- ・ 保育ドキュメンテーション機能(保育記録)

iii その他本町に有益となる独自性のある機能

※ タブレットと PC で利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。（アプリ版とブラウザ版でシステムを提供しており、それぞれの版で利用可能な機能や画面構成等が異なる場合についても同様に詳細を必ず説明すること。）

カ その他

提出書類に沿って説明すること。追加提案や追加資料の説明・配布は原則認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは町で準備するが、不具合等があった場合の責任は負わない。その他必要なものは事業者が準備すること。

(8) 審査基準

- ① 参加資格に掲げるすべての条件を満たしていることが確認できた事業者に対し、審査委員会において審査し決定する。
- ② 審査基準表に従い採点する。

(9) 審査結果の通知

8 月下旬に参加者全員へ文書で通知する。また、事業名、契約候補者となった事業者の名称及び所在地、参加事業者数を町ホームページに公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

(10) 契約締結及び協議

契約候補者決定後、契約内容について協議の上、契約を締結する。なお、契約が成立しない場合は次点候補者と交渉を行うものとする。

また、契約候補者が倒産若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき、契約候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき等、契約候補者を事業受注者とするのが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合においても次点候補者と交渉を行う場合がある。

新たに契約候補者を選定したときは、速やかにその旨を新契約候補者に通知するものとする。ただし、他の応募者には通知しない。

5 事業の適正な実施に関する事項

(1) 事業の一括再委託の禁止

本事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要な事項については、町と協議の上一部を委託することができるものとする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本事業の遂行するにあたり、宇多津町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 3 号）及び宇多津町個人情報保護条例施行規則（平成 17 年規則第 5 号）に基づき個人情報を適正に管理すること。

(3) 守秘義務

受注者は、本事業を遂行するにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の契約期間中において、受注者による事業の継続が困難となった場合の措置については以下のとおりとする。

- ① 受注者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、町は契約を取り消すことができ、またその際に生じた損害については受注者が賠償するものとする。
- ② 災害その他不可抗力等、町及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に調整が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除することができるものとする。

7 委託事業の引継ぎ

受注者は、契約期間満了又は契約の取り消し等により受注者に変更があった場合、次の受注者が円滑かつ支障なく事業が遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

8 その他

(1) 失格事由

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限内に所定の書類が整わなかった場合
- イ 企画提案書の内容が仕様書に適合しない場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 提案の見積金額が見積限度額を上回っている場合
- オ 参加資格要件を満たさなくなった場合
- カ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- キ その他著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提出書類の変更等

提出した書類の変更、差替え又は再提出は一切認めない。

(3) 提出書類の返却

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 開示

提出された書類等は、情報公開の請求により公開することがある。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(6) 異議

実施要領等の内容及び審査結果について、意義の申し立ては受け付けない。

9 問い合わせ先

〒769-0292
香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
宇多津町保健福祉課 保育係
T E L : 0877-49-8003
F A X : 0877-49-8026
E-mail : hoken@town.utazu.kagawa.jp

以 上